

子ども・子育て支援新制度

すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。
「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

保育の場を増やし、待機児童を減らし、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

幼稚園と保育園をひとつにした
《認定こども園》の新たな制度ができました。
(大田区内には、現在認定こども園はありません)

幼児期の学校教育や保育の量の拡充と、質の向上を進めます。

地域の子育てを支援します。
・地域子育て支援拠点
・一時預かり ・利用者支援 など

平成27年度から31年度までの取り組みを、
「大田区子ども・子育て支援事業計画」に定めます。
(平成27年3月策定予定)



みんなが、子育てしやすい国へ。
**すくすく
ジャパン!**

新制度では、給付の対象となる幼稚園や保育所などは区の【確認】を受け、確認を受けた施設を利用する方は【認定】を受けることになります。また、新制度では新たに3歳未満の子どものための【地域型保育事業】も始まります。
ただし、新制度に移行しない幼稚園や新制度の対象とならない施設等（認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育など）は、利用方法に変更はありません。

認定

新制度に移行する幼稚園、認可保育所や地域型保育事業などを利用する方は、「認定」が必要となります。区は審査のうえ認定証を発行します。

【三つの認定区分】

- 1号認定 教育標準時間認定 = 満3歳以上で、幼稚園・認定こども園を希望する方
- 2号認定 満3歳以上保育認定 = 満3歳以上で、保育所・認定こども園を希望する方
- 3号認定 満3歳未満保育認定 = 満3歳未満で、保育所・認定こども園・地域型保育を希望する方

保育園の利用を希望する方は・・・

認可保育所や地域型保育事業の利用申し込みの時に、同時に保育認定（2号又は3号認定）の申請をしていただきます。

幼稚園利用を希望する方は・・・

教育認定（1号認定）は・・・入園の内定した幼稚園を経由して手続きを行う予定です。

新制度に移行しない幼稚園は従来と変わりません。

①保育の必要性の認定（次のいずれかに該当すること）

- ◆就労（フルタイムのほか、パートタイム・夜間・居宅内労働など）
- ◆妊娠・出産 ◆保護者の疾病・障がい
- ◆同居又は長期入院等の親族の介護・看護
- ◆災害復旧 ◆求職活動
- ◆就学 ◆虐待やDVのおそれがある
- ◆育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要
- ◆その他、上記に類するものとして区が認める場合

利用希望の申し込み

⇒区が利用調整
⇒施設が決まればあっせん

②保育の必要量の認定

「保育標準時間」＝最長11時間の利用
「保育短時間」＝最長8時間の利用
※別に延長保育の利用ができます

地域型保育事業

区が条例で認可基準を定めます。

3歳未満児の保育を行う地域型保育事業を区が認可します

◆現行の小規模保育所は新制度の小規模保育事業B型に移行する予定です。

- 少人数（6人から19人）を対象に保育を行います。
- 職員の配置や施設の基準は、国の基準を参考に、区が条例で定めます。

小規模保育所のほか、下記の事業についても認可基準を条例で定めます

◆小規模保育事業A型（認可保育所分園型） ◆小規模保育事業C型（グループ型家庭的保育）

◆家庭的保育（保育ママ）

・家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に保育を行います。
・区長が定めた研修の受講や食事の提供が基準に加わります。

◆事業所内保育

・事業所の従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
・条例で定める一定の定員を地域に開放することが必要です。

◆居宅訪問型保育

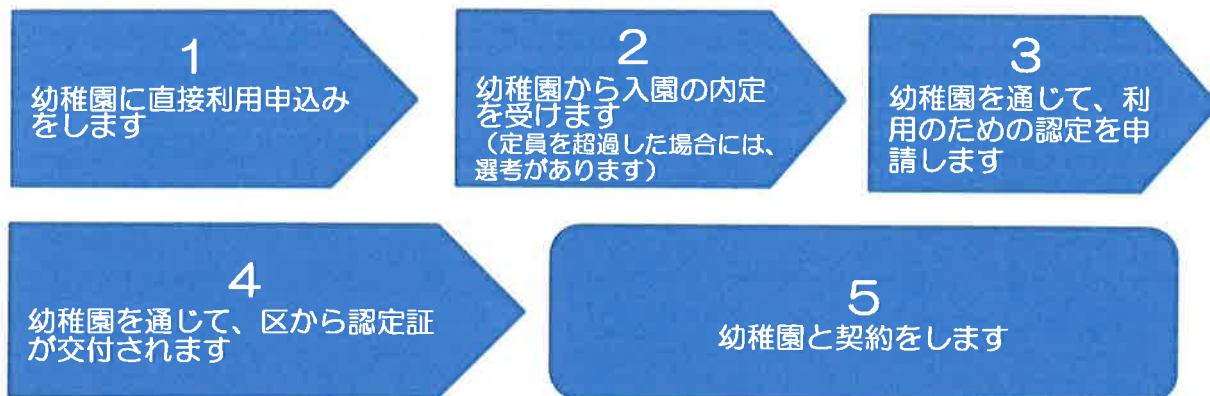
・保護者の自宅で、1対1の保育を行います。
・障害や疾患などで個別のケアが必要な場合や、保育施設が廃止された場合などに利用できます。

利用手続きの流れ

3つの区分の認定に応じて、施設など（幼稚園・認可保育所・地域型保育事業）の利用先が決まります。

☆平成27年4月～
幼稚園の利用を希望する場合（1号認定）

新制度に移行しない幼稚園
は従来と変わりません。

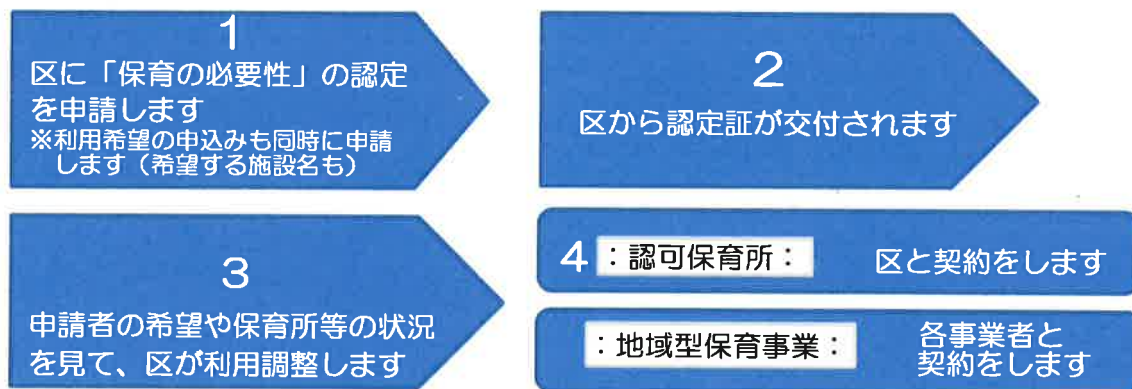


☆すでに在園中の方の場合（1号認定）

通園している幼稚園を通じて認定申請を実施します。

☆平成27年4月～

認可保育所・地域型保育事業の利用を希望する場合（2号・3号認定）



☆すでに在園中の方の場合（2号・3号認定）

通園している認可保育所・地域型保育事業所を通じて認定申請を実施します。

以下の施設については、今までと利用方法は変わりません。

認証保育所

定期利用保育事業所

家庭福祉員（保育ママ）

☆申込み先等は、利用する施設によって異なります。

利用先	利用申込み先	保育料	契約先・保育料の支払先
●新制度に移行する幼稚園	各園へ	収入に応じて 区が定める額 (応能負担)	・施設 ・保育料は施設に支払
●地域型保育事業 (小規模保育所)	大田区へ		・事業者 ・保育料は事業者を支払
●保育所	大田区へ		・大田区と契約 ・保育料は大田区に支払

※従前と同じ手続きで利用できる施設（認定申請の手続きは不要です。）

利用先	利用申込み先	保育料	契約先・保育料の支払先
●新制度に移行しない幼稚園	各園へ	各施設で定める額	・施設 ・保育料は施設に支払
●認証保育所	各施設へ	区が定めた上限の範囲で 施設が定める額	・施設 ・保育料は施設に支払
●定期利用保育事業所	各施設へ	区が定めた上限の範囲で 施設が定める額	・施設 ・保育料は施設に支払
●家庭福祉員 (保育ママ)	大田区へ	23,000円	・事業者 ・保育料は事業者を支払

